

鹿児島県私立高等学校等奨学給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高等学校等における教育に係る授業料以外の経済的負担を軽減し、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等及び高等学校等専攻科（以下「専攻科」という。）に在学する高校生等の保護者等に対し予算の範囲内において鹿児島県私立高等学校等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）を支給するものとし、その支給については、この要綱に定めるところによる。

なお、この要綱に基づく給付金は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」又は「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）」に該当するものとして取り扱うものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定するもののうち私立の学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (2) 専攻科 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第2条に規定する高等学校等専攻科のうち私立の学校に置かれるものをいう。
- (3) 高校生等 高等学校等又は専攻科に在学する生徒をいう。（聴講生及び科目履修生を除く。）
- (4) 保護者等 高等学校等に在学する生徒にあつては、法第3条第2項第3号に規定する保護者をいい、専攻科に在学する生徒にあつては、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項第4号に規定する生計維持者をいう。
- (5) 扶養する子が3人以上いる世帯 市町村民税に係る保護者等の扶養する子（市町村民税における保護者等の扶養親族であるもののうち、保護者等と続柄が子又は扶養している保護者等よりも年長でないかつ保護者等との関係が尊属及び配偶者でもないもの（市町村民税における扶養の判定より後に、保護者等に出生した実子なども含む。））の数が3人以上であり、かつ高校生等が保護者等に扶養されている世帯をいう。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、当該年度の7月1日（7月2日以降に入学することが高等学校等の学則に定められている場合は、その定められた日。新入生において、4月から6月分に相当する額の前倒し支給（以下「前倒し支給」という。）を希望する場合、4月から6月相当額の申請に係るものは当該年度の4月1日、7月から翌年3月相当額の申請に係るものは当該年度の7月1日。7月2日以降に家計急変による経済的理由から保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割（以下「所得割」という。）が別表1に定める区分2から10である世帯又は別表2に定める区分2から6である世帯に相当すると認められる者（生活保護受給世帯（生業扶助（高等学校等就学費）が行われている世帯）を除く。以下「家計急変世帯」という。）については、申請のあった月の翌月（家計が急変した日が申請のあった月の1日である場合は、申請のあった月）の1日。着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であつて、再度、制服の購入が必要な場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合は、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日である場合は、申請のあった月）の1日。以下「基準日」という。）において、別表1及び別表2に定める区分に属し、かつ、次の各号の全てに該当する者の保護者等とする。

- (1) ア又はイのいずれかに該当する者

ア 下記(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者（以下「高校生等（新制度）」という。）

- (ア) 法第3条に規定する者
- (イ) 高等学校等修学支援事業（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項各号の全てに該当する者（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同号各号の全てに該当する者を含む。）であって別表1の区分1に規定する者又は国の設置する高等学校等の高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項各号の全てに該当する者（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表1の区分1に規定する者
- (ウ) 高等学校等修学支援事業費（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱別表1（同交付要綱第3条第3項各号のいずれかに該当する場合を除く）に規定する高等学校等専攻科の高校生等
- イ 下記(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者（以下「高校生等（旧制度）」という。）
- (ア) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号。以下「令和8年改正法」という。）附則第2条第2項に規定する経過措置の対象者
- (イ) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和8年文部科学省令第18号）附則第2項に規定する経過措置の対象者
- (ウ) 令和8年改正法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条に規定する者（(ア)又は(イ)に該当する者、法第3条に規定する者及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）
- (エ) 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第3条第1項各号の全てに該当する者（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表1の区分2若しくは区分3に規定する者又は国の設置する高等学校等の高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第3条第1項各号の全てに該当する者であって別表1の区分2若しくは区分3に規定する者
- (オ) 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱別表2（同要綱第3条第3項各号のいずれかに該当する場合を除く）に規定する高等学校等専攻科の高校生等
- (2) 基準日において、休学していない高校生等。ただし、病気その他やむを得ない理由により休学している者で、その期間が短期間である場合はこの限りでない。
- (3) 保護者等が、当該年度に、鹿児島県以外から奨学給付金又はこれに準ずる給付金等（名称の如何を問わず、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）をその財源の一部として都道府県又は都道府県教育委員会から直接的又は間接的に支給される返済を要しない経済的な支援をいう。以下同じ。）を受給していないこと。
- (4) 保護者等が、基準日において鹿児島県の区域内に住所を有していること。
- (5) すべての保護者等の所得割が別表1の区分2から10に定める額又は別表2の区分2から6に定める額（家計急変による経済的理由から別表1の区分2から10に定める額又は別表2の区分2から6に定める額に相当すると認められる者も含む）等であること。
- (6) 基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等の場合、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されていないこと。
- (7) 保護者等の、奨学給付金又はこれに準ずる給付金等の受給の回数が、通算で3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等の場合は4回）、専攻科に通う高校生等は通算2回（修業年限が1年の場合は1回）に満たないこと。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者については、この回数に1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大2回まで）を加える。

- (8) 法第3条第2項第1号及び第2号に該当しないこと（法第3条第3項の規定は、本号の期間の計算において準用する。）。

（奨学給付金の支給額等）

第4条 奨学給付金の支給額は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。なお、着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度制服の購入が必要である世帯（生活保護受給世帯（生業扶助（高等学校等就学費）が行われている世帯）を除く。）については、当該災害等につき1回に限り、別表3で定めた支給額を加算することができる。

（支給の申請）

第5条 奨学給付金の支給を受けようとする保護者等は、私立高等学校等奨学給付金受給申請書（別記第1号様式）（以下「受給申請書」という。）に次の各号に定める書類を添付し、その高校生等が在学する高等学校等を通じて、知事が別に定める日までに（7月2日以降の家計急変による申請の場合又は災害等が発生した日が7月2日以降の前条に定める支給額を加算を行う場合については随時）知事に提出しなければならない。

- (1) 生活保護受給世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯）の場合

- ア 生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が分かる証明書
- イ 口座振込申出書（別記第2号様式）又は奨学給付金委任状（別記第3号様式）
- ウ 高校生等の国籍・在留資格等が分かる書類
- エ その他県知事が必要と認める書類

- (2) 保護者等全員の所得割が非課税である世帯又は182,500円未満である世帯に扶養されている高等学校等に通う高校生等がいる場合（次号及び第4号の場合を除く。）

- ア 保護者等全員の所得割額が分かる書類
- イ 口座振込申出書（別記第2号様式）又は奨学給付金委任状（別記第3号様式）
- ウ 高校生等の国籍・在留資格等が分かる書類
- エ その他知事が必要と認める書類

- (3) 生活保護受給世帯及び保護者等全員の所得割が非課税又は105,500円未満である世帯に扶養されている専攻科に通う高校生等がいる場合

- ア 生活保護受給証明書又は保護者等全員の所得割額が分かる書類
- イ 口座振込申出書（別記第2号様式）又は奨学給付金委任状（別記第3号様式）
- ウ 高校生等の国籍・在留資格等が分かる書類
- エ その他知事が必要と認める書類

- (4) 保護者等全員の所得割が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯に扶養されている専攻科に通う高校生等がいる場合（前号を除く。）

- ア 保護者等全員の市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書
- イ 口座振込申出書（別記第2号様式）又は奨学給付金委任状（別記第3号様式）
- ウ 高校生等の国籍・在留資格等が分かる書類
- エ 扶養親族申告書（別記第8号様式）
- オ その他知事が必要と認める書類

- (5) 家計急変世帯に扶養されている高校生等がいる場合

- ア 家計急変申立書（別記第9号様式）
- イ 口座振込申出書（別記第2号様式）又は奨学給付金委任状（別記第3号様式）

- ウ 高校生等の国籍・在留資格等が分かる書類
- エ 家計急変の発生事由を証明する書類
- オ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
- カ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類
- キ その他知事が必要と認める書類

- 2 前条に定める支給額の加算を受けようとする保護者等は、前項に掲げる書類に加えて、罹災証明書等を提出するものとする。なお、既に当該年度の受給申請書等を提出している場合であって、記載内容に変更がない場合は、受給申請書及び前項各号に掲げる書類の提出を省略することができる。
- 3 高等学校等の長は保護者等から提出された受給申請書及び関係書類を取りまとめ、基準日現在の高校生等の在学状況を確認の上、奨学給付金受給申請一覧表（別記第4号様式又は別記第4号様式の1（家計急変世帯にあつては別記第4号様式の2又は3））、前条に定める支給額の加算を行う場合にあっては、併せて着用及び購入に係る証明書（別記第7号様式）を作成し、受給申請書及び関係書類とともに知事へ提出しなければならない。

（支給の決定等）

第6条 知事は、第5条の規定による申請を受理したときは、これを審査して支給の可否を決定し、支給を決定したときは私立高等学校等奨学給付金支給決定通知書（別記第5号様式）、却下したときは私立高等学校等奨学給付金支給却下通知書（別記第6号様式）により、高等学校等を通じて、保護者等に通知するものとする。

（支給の回数）

第7条 奨学給付金の支給回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等の場合は4回、専攻科に通う高校生等は2回（修業年限が1年の場合は1回））を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者については、この回数に加えて1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大2回まで）支給することができる。なお、前倒し支給については、年1回の支給を4月から6月相当額と7月から翌年3月相当額に分割して支給するものとする。

- 2 第4条における支給額の加算については、支給回数に含めないものとする。

（支給の方法）

第8条 奨学給付金の支給は、支給の決定を受けた保護者等に対して、受給申請書により届け出た指定金融機関の口座に振り込むこととする。ただし、私立高等学校等の長は、保護者等から奨学のための給付金委任状（別記第3号様式）の提出がある場合は、給付金を代理受領し、授業料以外の教育費に係る債権の弁済に充てることができる。

（支給決定の取消）

第9条 知事は、保護者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する給付金の支給の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 保護者等が偽りその他不正の手段により支給決定を受けたとき。
- (2) 給付金の支給の目的に反して給付金を使用したとき。
- (3) 申請書の記載と異なる事実が判明したとき。

(奨学給付金の返還等)

第10条 知事は、前条の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を通知するものとし、支給された奨学給付金を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱が定めるもののほか、奨学給付金の支給に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

2 この要綱は、平成26年4月1日以降に対象となる高等学校等に入学した高校生等から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年10月19日から施行し、令和2年度以後の私立高等学校等奨学給付金について適用する。

第2条 令和2年度においては、別表の区分の欄第2から第5までに掲げる者に対しては、オンライン学習に係る通信費相当額として一人当たり年額10,000円（前倒し支給のみの交付決定を受けた場合は1,000円、7月以降の家計急変による申請においては申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）以降の月数に1,000円を乗じた額）を支給する。

2 令和2年度においては、別表の区分の欄第2から第5までに掲げる者に対しては、第5条第1項中「別記第1号様式（家計急変世帯にあっては別記第1号様式の1）」とあるのは、「別記第1号様式（家計急変世帯にあっては別記第1号様式の1）及び別記附則様式第1号」と読み替えるものとする。

3 高等学校等の長は、令和2年度においては、第4号様式（家計急変世帯にあっては第4号様式の1）の申請額の欄に、オンライン学習に係る通信費相当額を含めた額を記載しなければならない。

4 知事は、令和2年度においては、オンライン学習に係る通信費相当額を含めて第6条に定める支給を決定することができる。

附 則

第1条 この要綱は、令和3年2月2日から施行し、令和2年度の私立高等学校等奨学給付金について適用する。

第2条 令和2年度においては、要綱第6条の規定による支給の決定を受けた者に対しては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上乗せして支給する。

(1) 別表の区分の欄第2、第4又は第5に掲げる者 12,000円

(2) 別表の区分の欄第3に掲げる者 26,100円

2 知事は、前項の支給の対象となる者に対し、私立高等学校等奨学給付金支給決定通知書（別記第5号様式）により、高等学校等を通じて、保護者等に通知するものとする。

第3条 前倒し支給のみの交付決定を受けた場合は、前条の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第2条 令和3年度以前に高等学校等及び専攻科に入学した生徒については、令和4年度の奨学のための給付金の支給において、第2条第4号の「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行し、令和5年度以後の私立高等学校等奨学給付金について適用する。

附 則

第1条 この要綱は、令和6年5月15日から施行し、令和6年度以後の私立高等学校等奨学給付金について適用する。

第2条 第4条における支給額の加算については、令和6年1月1日以降に発生した災害等によるものとし、令和6年能登半島地震により喪失・毀損した場合については、第5条第2項の規定によらず、保護者等からの誓約書のみの提出でも差し支えないものとする。

附 則

この要綱は、令和7年6月11日から施行し、令和7年度以後の私立高等学校等奨学給付金について適用する。

附 則

第1条 この要綱は、令和8年7月10日から施行し、令和8年度以降の私立高等学校等奨学給付金について適用する。

第2条 令和8年度においては、第8条の支給決定（前倒し支給の支給決定を除く）を受けた者のうち、別表1の区分2、3又は8、別表2の区分2から4について、物価高騰に対応するための授業料以外の教育費の追加支援として、一人当たり7,000円を上乗せ支給する。

第3条 前項の上乗せ支給に当たっては、再度の第5条の受給申請は要しないものとする。

別表 1 (第 4 条関係 (高校生等 (新制度))

区 分		高校生等 1 人当たりの 奨学給付金支給額	支給対象経費
1 生活保護法第 36 条の規定による生業扶助 (高等学校等就学費) が行われている世帯に扶養されている高校生等		年額 52,600 円	修学旅行費等
保護者等全員の所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等 (1 の場合を除く。)	2 通信制の高等学校等に在学する高校生等	年額 52,100 円	教科書等、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA 会費、入学学用品費、オンライン学習に係る通信費等
	3 通信制以外の高等学校等に在学する高校生等	年額 152,000 円	
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額の合算額が 105,500 円未満である世帯に扶養されている高校生等 (1 から 3 の場合を除く。)	4 通信制の高等学校等に在学する高校生等	年額 17,370 円	
	5 通信制以外の高等学校等に在学する高校生等	年額 50,670 円	
保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 182,500 円未満である世帯に扶養されている高校生等 (1 から 5 の場合を除く。)	6 通信制の高等学校等に在学する高校生等	年額 13,030 円	
	7 通信制以外の高等学校等に在学する高校生等	年額 38,000 円	
当該世帯に扶養されている専攻科に在学する高校生等	8 保護者等全員の所得割が非課税である世帯	年額 52,100 円	教科書費、教材費、学用品費、オンライン学習に係る通信費等
	9 保護者等全員の所得割が 105,500 円未満 (非課税を除く。) である世帯	年額 17,370 円	
	10 保護者等全員の所得割が 105,500 円以上 264,500 円未満かつ扶養される子が 3 人以上である世帯	年額 13,030 円	

(注 1) 本表における「高校生等」は第 3 条第 1 項第 1 号アのいずれかに該当し、かつ、同項第 2 号から第 8 号

の全てに該当する者をいう。

(注2) 前倒し支給を行う場合、4月から6月分相当額は本表の区分に応じた支給額に四分の一を乗じた額（1円未満の端数切捨て）、7月から翌年3月分相当額は年額から4月から6月相当額を差し引いた額とする。ただし、4月から6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、4月から6月分相当額を年額とする。

(注3) 家計急変世帯においては、7月1日までに家計が急変したことによる場合は本表の2から10の区分に応じた支給額、7月2日以降に家計が急変したことによる場合は本表の2から10の区分に応じた額について、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額（1円未満の端数切捨て）を年額とする。

また、7月1日現在の状況により支給を受けた者が、7月2日以降に家計が急変し、より高い支給額の世帯となった場合は、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額（1円未満の端数切り捨て）から7月1日現在の状況による支給額のうち申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額（1円未満の端数切り捨て）を差し引いた額を追加で支給する。

別表 2 (第 4 条関係 (高校生等 (旧制度))

区 分		高校生等 1 人当たりの 奨学給付金支給額	支給対象経費
1 生活保護法第 36 条の規定による生業扶助 (高等学校等就学費) が行われている世帯に扶養されている高校生等		年額 52,600 円	修学旅行費等
保護者等全員の所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等 (1 の場合を除く。)	2 通信制の高等学校等に在学する高校生等	年額 52,100 円	教科書等、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA 会費、入学学用品費、オンライン学習に係る通信費等
	3 通信制以外の高等学校等に在学する高校生等	年額 152,000 円	
当該世帯に扶養されている専攻科に在学する高校生等	4 保護者等全員の所得割が非課税である世帯	年額 52,100 円	教科書費、教材費、学用品費、オンライン学習に係る通信費等
	5 保護者等全員の所得割が 105,500 円未満 (非課税を除く。) である世帯	年額 10,420 円	
	6 保護者等全員の所得割が 105,500 円以上 264,500 円未満かつ扶養される子が 3 人以上である世帯	年額 10,420 円	

(注 1) 本表における「高校生等」は第 3 条第 1 項第 1 号イのいずれかに該当し、かつ、同項第 2 号から第 8 号の全てに該当する者をいう。

(注 2) 前倒し支給を行う場合、4 月から 6 月分相当額は本表の区分に応じた支給額に四分の一を乗じた額 (1 円未満の端数切捨て)、7 月から翌年 3 月分相当額は年額から 4 月から 6 月相当額を差し引いた額とする。ただし、4 月から 6 月分相当額が 7 月 1 日現在の状況に応じた給付額 (年額) を上回る場合は、4 月から 6 月分相当額を年額とする。

(注 3) 家計急変世帯においては、7 月 1 日までに家計が急変したことによる場合は本表の 2 から 6 の区分に応じた支給額、7 月 2 日以降に家計が急変したことによる場合は本表の 2 から 6 の区分に応じた額について、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額 (1 円未満の端数切捨て) を年額とする。

また、7 月 1 日現在の状況により支給を受けた者が、7 月 2 日以降に家計が急変し、より高い支給額の世帯となった場合は、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額 (1 円未満の端数切り捨て) から 7 月 1 日現在の状況による支給額のうち申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額 (1 円未満の端数切り捨て) を差し引いた額を追加で支給する。

別表 3（第 4 条関係（制服等加算））

区 分		高校生等 1 人当たりの 加算額	支給対象経費
1 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等		年額 81,000 円	着用を義務付けられている制服
2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額の合算額が 105,500 円未満である世帯に扶養されている高校生等（1 の場合を除く。）		年額 27,000 円	
3 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 182,500 円未満である世帯に扶養されている高校生等（1 及び 2 の場合を除く。）		年額 20,250 円	
当該世帯に扶養されている専攻科に在学する高校生等（新制度）	4 保護者等全員の所得割が 105,500 円未満（1 の場合を除く。）である世帯に扶養されている	年額 27,000 円	
	5 保護者等全員の所得割が 105,500 円以上 264,500 円未満かつ扶養される子が 3 人以上である世帯	年額 20,250 円	
当該世帯に扶養されている専攻科に在学する高校生等（旧制度）	6 保護者等全員の所得割が 105,500 円未満（1 の場合を除く。）である世帯に扶養されている	年額 16,200 円	
	7 保護者等全員の所得割が 105,500 円以上 264,500 円未満かつ扶養される子が 3 人以上である世帯	年額 16,200 円	

（注 1）本表における「高校生等」は第 3 条第 1 項第 1 号ア又はイのいずれかに該当し、かつ、同項第 2 号から第 8 号の全てに該当する者をいう。